

ふくしま創生・人口戦略官民連携・共創チーム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「ふくしま創生・人口戦略官民連携・共創チーム」(以下、「ふくしま共創チーム」という。)という。

(目的)

第2条 ふくしま共創チームは、企業・団体、市町村等のあらゆる主体が連携し、地域の多様性を最大限に引き出しながら、「ふくしま創生総合戦略(令和7～令和12年度)」に基づく地方創生・人口減少対策を戦略的かつ効果的に展開するための基盤として設置し、県全体で人口減少の危機感を共有しながら、共に考え、共に挑戦することで、福島豊かな未来を創ることを目的とする。

(組織)

第3条 ふくしま共創チームは、県内の人口減少問題に関心を持ち、また、その知見を有する産官学金労言士の団体等の参加をもって組織する。

2 ふくしま共創チームへの参加を希望する関係者は、その旨を事務局に申し出ることにより、参加することができるものとする。

(事業)

第4条 ふくしま共創チームは、第2条の目的を達成するために、関係機関の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

- (1) 人口減少対策に関連する情報や優良な取組等の共有
- (2) 官民連携での議論及び取組の具体化に向けた検討・提言
- (3) その他、人口減少対策の推進に資する官民連携の促進のために必要な事業

(事務局)

第5条 ふくしま共創チームの事務局は、福島県復興・総合計画課に置き、事業実施・運営に関する企画・立案等を行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年7月16日から施行する。